

広島県告示第千六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
重森歯科医院	呉市川尻町西五丁目一番二六号	平成三年二月一日
広貴船薬局	呉市広大新開三丁目二番一八号	平成三年一月一日
めだか薬局	呉市広白石四丁目七番一二号	平成三年二月一日
公立くい診療所	三原市久井町江木五〇番地一	平成三年一月一日
大名歯科	三原市宮浦三丁目二四番二六号	平成三年二月一日
和泉医院	府中市府中町一七四番地	平成三年一月一日
オリーブ薬局	東広島市西条栄町一〇番二〇号 東広島シープレイスビル一〇二	平成三年二月一日
あわや内科クリニック	廿日市市佐方四丁目四番一三号	平成三年一月一日
みぞて眼科	安芸郡海田町西浜四番二二―四号	平成三年二月一日
野村歯科医院	安芸郡府中町鶴江二丁目二番一―一号	平成三年一月一日